

北広島町農林業支援補助金 ガイドブック

この資料は令和7年度に北広島町が実施する農林業への支援策をまとめたものです。
具体的な活用要件・申請手続きは、ホームページまたは農林課までお問い合わせください。



北広島町役場農林課

人材育成への支援

法人経営規模拡大支援事業（人材確保育成支援）

【支援対象者】

町内に本社を有しており、水稻の売り上げが主である法人経営体
（対象となる法人形態：株式会社、有限会社、合同会社）

【支援対象者の要件】

- ①経営規模の拡大に向けた雇用（正規雇用）を行っている。
- ②雇用した人材の育成に計画的に取り組んでいる。
- ③経営規模の拡大計画（営農計画書）を策定している。
- ④地域活性化に向けた社会貢献活動に取り組んでいる。

【支援の期間】

新規雇用した年度から最長3年間

●補助率及び限度額

事業区分	補助対象経費	補助率	備考
人材確保育成支援	正規雇用者の雇用費 （給与の基本給）	基本給の1/2以内 （上限月額10万円）	補助対象経費に 賞与・手当等は 含まない。

新規就農総合対策事業

認定就農研修生制度

新規就農を目指す20歳以上概ね39歳以下の青年を公募・選考し、町の認定を受け（「認定研修生」という。）、2年間の実践研修を行い、本町農業を担う専業農家又は法人の構成員であり、かつ主たる従事者となる人材を育成する。

1. 就農研修支援交付金事業

認定研修生に対し、研修期間中の研修支援交付金として、15万円／月を2年間交付

2. 初期投資支援事業

①自立就農・法人就業の場合

認定研修生が就農する場合、施設及び農業機械の導入経費やリース費用の助成

②第3者経営譲渡の場合

一定の要件を備えた経営譲渡希望者が、認定研修生（譲渡希望者と親族の関係がない者）に対し経営資産（農業機械、農業施設、家畜）を譲渡した場合、適正に評価した額を助成。

●補助率及び限度額（国の事業を活用する場合は別途条件あり）

事業区分	補助率	対象事業費	補助限度額
①の事業	1/2	（法人就業の場合条件あり）	250万円
②の事業	1/2	—	250万円

施設・機械の導入支援

園芸産地強化支援事業

【支援対象者】

町が定める園芸作物の重点品目（トマト・ミニトマト・軟弱野菜）・推進品目（キャベツ・ブロッコリー・白ねぎ）及び花壇苗（野菜苗を含む）の栽培を行う町内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者

①新規・規模拡大支援事業

【支援対象】 経営面積増及び事業拡大に必要な施設・設備等

例：パイプハウス等の施設（ビニルハウス部材）

関連する設備・機械等（養液土耕システム、接ぎ木養生機等）

②生産機能強化対策事業

【支援対象】 品質向上、省エネ、省力化に必要な資材・設備

例：資材（内張り設置、機能性フィルムへ交換等）

設備（トロ箱栽培、養液土耕システム等）

●補助率及び限度額

事業区分	補助率	対象事業費	補助限度額
①の事業	1/2	100万円以上	250万円
②の事業	1/2	20万円以上	50万円

産直野菜振興事業

【支援対象者】

- ・町内に住所を要する個人
- ・町内に事業所を有する法人（法人町民税を納税している法人）

【支援対象者の要件】

- ・野菜、果樹、花きの少量多品目を作り、町内の産直市へ出荷すること
- ・事業実施の翌年から3年間は、販売実績を町に報告すること

●補助率及び限度額

補助対象経費	補助率	備考
ビニルパイプハウス	事業費の1/2以内 （上限30万円）	単なる更新や修繕は対象外

施設・機械の導入支援

農畜産物 6 次産業化事業

①ハード事業（機械導入、施設整備に対する支援）

【支援対象経費】

団体の構成員が生産した農畜産物を主原料とした 6 次製品の製造に、直接的に必要な機器の導入及び施設の整備に要する経費

※ソフト事業への流用は不可

②ソフト事業（販売促進、研修に対する支援）

【支援対象経費】

6 次製品の製造に直接つながる研修及び販売促進に要する経費

※ソフト事業はハード事業と一体で取り組むことが必要

※ハード事業への流用は事業費の 20% を限度に可能

【対象者の要件】

町内に住所を有する農家 3 戸以上で構成する団体（任意組合でも可）

●補助率及び限度額

事業区分	補助率	対象事業費	補助限度額
①の事業	1/2	10万円以上	50万円
②の事業	1/2	—	10万円

水田農業経営体育成支援事業

①水稻経営規模拡大支援事業（機械導入に対する支援）

【支援対象となる機械】

- ・自脱型コンバイン（4 条刈以上）
- ・乗用トラクター（40ps以上）
- ・乗用田植え機（8 条植以上かつGPSによる直進時自動操舵機能付き）

【支援対象者の要件】※認定農業者には、認定新規就農者を含む

町内に住所を有する、水稻経営面積10ha以上の認定農業者（1 戸1法人）

※企業経営体及び集落農業法人は支援対象外

※補助金額と同額以上の融資を受けることが必要

②水稻生産先端技術導入支援事業

水稻農薬散布用ドローン導入に対する支援（適用機械が対象）

【支援対象者の要件】

水稻の経営面積20ha以上の認定農業者及び集落農業法人

●補助率及び限度額

事業区分	補助率	対象事業費	補助限度額
①の事業	1/3	300万円以上	300万円
②の事業	1/3	50万円以上	100万円

山林管理への支援

ひろしまの森づくり事業

●補助対象者：森林所有者、森林組合、その他市町長が認めた事業者、地域住民

①環境貢献林整備事業（人工林対策）

手入れ不足の人工林（スギ・ヒノ）を整備し公益的機能の維持を図る。

【補助対象】

- ・過去15年以上（保安林10年以上）手入れされていない人工林（分収林を除く、一定の条件を満たすスギ・ヒノキ林）

	対象事業名	事業要件・内容	補助対象経費
①	人工林健全化	16～60年生 間伐	間伐（30％以上）
②	森林作業道の整備	①と一体的に実施	作業道の開設・補修費用

②森づくり交付金事業（里山林対策）

手入れ不足の里山林（天然林）が起因する様々な課題を解決するための森林整備を行う。

【補助対象】

	対象事業名	事業内容	補助対象経費
①	里山林整備 （環境改善・防災・減災・ 鳥獣害対策）	・天然林の整備 ・竹林の伐採・集積	・下刈、間伐、整理 ・伐採、集積整理、 チップ処理
②	里山林保全活用支援事業	地域住民団体などによる 里山林の保全活動	森林整備、資機材経費 など
③	森林・林業体験活動支援事業	森づくり活動（木育）、 体験活動（講習会）	運営、会場費 器具購入費など
④	特認事業（地域資源保全・里山 防災林整備・里山林課題解決）	地域の森林資源の再生 活動、防災、課題解決 のための森林整備	森林整備、活動に必要な 資機材経費など

※竹林整備等で伐採した木竹を処理するためのウッドチップの貸し出しも可能です。

鳥獣被害対策への支援

有害鳥獣被害防止事業

①有害鳥獣被害防止事業（侵入防止柵購入に対する支援）

【補助対象】

- ・電気柵
- ・WM柵
- ・トタン柵
- ・ネット（防鳥ネットに限る）
- ・その他有効と認められるもの

●補助率及び限度額

補助対象者	補助要件	補助率	補助限度額
農業者等（個人）	1箇所3万円以上の事業	30%	5万円
農業者（集落ぐるみ） ※複数の農家で取り組む場合を含む。	1箇所3万円以上の事業	30%	10万円

注意：購入後の補助はできません。必ず購入前に申請してください。
簡易に設置及び撤去できる資材に限ります。（基礎を伴う物は対象外）
設置のための工具や消耗品（電池やバッテリー）などは対象外です。

有害鳥獣捕獲促進事業

購入後の補助はできません。必ず購入前に申請してください。
囲いわな・箱わなの補助は、狩猟免許所持及び捕獲許可が必要です。

①わな購入補助

補助対象	補助対象者	対象経費	補助率 (限度額)	要件等
囲いわな	集落等	資材購入費10万円以上	5/10以内 (10万円/基)	概ね面積16㎡以上 高さ1.8m以上
箱わな	集落等	資材購入費5万円以上	5/10以内 (5万円/基)	上部に30cm以上の 穴を開けたもの
小型箱わな	個人	資材購入費5,000円以上	定額 5,000円/個	タヌキ・キツネ・ヌートリア等 が捕獲可能なもの

②狩猟免許取得補助

補助対象	補助対象者	対象経費	補助率 (限度額)	要件等
狩猟免許取得 (わな・網・銃)	個人	狩猟免許取得に 要する経費	定額 1万円/免許	狩猟免許取得者 (合格者に限る)

農地集積に対する支援

構集積協力金交付事業

※令和6年度事業の場合
今後変更となる可能性があります。

Point

- ・令和4年度以降は、前回交付を受けた交付単価区分より上の区分で取り組む場合に対象。
- ・新規貸付の農地は、貸付前までに担い手ではない農家が耕作していた農地である必要があります。

●事業内容

- ・集落内の農地をまとめて農地中間管理機構（以下「機構」という。）を介して中心経営体（担い手）に貸し付けられた場合、一定の要件のもと交付金が集落に交付されます。

●交付要件

- ・機構を通じた担い手への貸付面積を交付対象面積としますが、その内、1割以上は新規貸付であることが必要です。
※機構活用率が50%を下回る場合、貸付等総面積の内0.5ha以上の団地面積が10%以上であることが必要です。
(中山間地域の場合)
- ・対象集落において地域計画が策定されている必要があります。※令和6年度は策定に向けた協議の場が設けられている区域
- ・交付対象となるには、前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構へ貸付られる必要があります。
- ・機構への再貸し付けの農地は交付対象からは除かれます。
- ・機構への貸付期間は6年以上であることが必要です。

●交付単価

- ・地域(集落内)の農地集積割合に応じて、下記表の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額が、予算の範囲内で交付されます。

機構活用率	15%超30%以下	30%越50%以下	50%超80%以下	80%超
単価	1.6万円/10a	2.2万円/10a	2.8万円/10a	3.4万円/10a

その他の取組支援

日本型直接支払

①中山間地域等直接支払事業

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。令和7年度は第6期対策（5年）の1年目となります。

【主な交付単価】 (円/10a)

地目	区分	交付単価※
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000

集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付
※「農業生産活動」のみを行う場合は、交付単価の8割（基礎単価）を適用

②多面的機能支払事業

地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

【交付単価】 (円/10a)

	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

[5年以上実施した地区は②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

その他の取組支援

環境保全型農業直接支払交付金

【支援対象者】 農業者の組織する団体（2人以上の農業者）や一定の条件を満たす農業者（※）

（※）複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）、センサス集落の耕地面積のおおむね1/2以上の農地において、対象取組を行う農業者

【取組要件】 ①主作物について、販売することを目的に生産を行っていること ②環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組んでいること ③環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進にかかる活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】 化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する営農活動等

●対象となる主な営農活動

取組内容	対象作物または播種量	交付単価 (10aあたり)	備考
有機農業	①そば等雑穀・飼料用作物	3,000円	国際水準の有機農業を実施すること
	②そば等雑穀・飼料用作物以外（一般）	14,000円	
	③〃（堆肥、緑肥の施用または炭の投入）	16,000円	土壌診断を実施すること
堆肥の施用	①水稻 0.5 t / 10 a 以上 ②水稻以外 1.0 t / 10 a 以上	3,600円	C/N比10以上、土壌診断の実施、 ①の場合、メタン対策をセットで実施
緑肥の施用	品質の確保された種子を標準播種量を播種 50kg/10 a	5,000円	水稻の場合、メタン対策をセットで実施
炭の投入	※もみガラくん炭 500kg/10 a	5,000円	購入炭又は自家製炭

各事業のお問合せについて

事業によって担当している係が異なるため、お問合せの際は下の「インデックス」と「担当係」を参考にしてお問合せください。

インデックス一覧

担当係

人材育成への支援

2
ページ

施設・機械への導入支援

3～4
ページ

その他農業に関する取組支援

7～8
ページ

山林管理への支援

5
ページ

鳥獣被害対策への支援

6
ページ

農地集積に対する支援

7
ページ

農業振興係

林業振興係

農地調整係

お問合せ先

北広島町役場 農林課

☎0826-72-7363（直通ダイヤル）